

◇**在宅サロン** 12月11日（土）午後2時～ Zoom開催

「より良い防災・減災を目指して～私たちにできること～」と題して、8チャンネルでお馴染みの片平 敦氏の講演を予定しています。片平さんは、気象予報士・防災士で、一般社団法人A D I災害研究所理事でもあります。参加希望の場合は、地域連携室迄ご連絡下さい。

↑

□「バリアフリー・慢性期医療展・看護未来展・在宅医療展2021」：8月25日（水）～27日（金）開催（於・インテックス大阪）

併せて開催されました「防犯防災総合展2021」において、8月26日（木）には、防災セミナー「近年の気象災害と防災情報の改善～防災担当者が情報を使いこなすコツ～」(講師：片平 敦氏)がありました。その中で、防災意識の啓発が謳われ、「防災に対して、先手を打つことが大切」との見解が披露されました。

□「バリアフリー・慢性期医療展・看護未来展・在宅医療展2022」(於・インテックス大阪)は、令和4年6月8日（水）～10日（金）の開催予定との発表がありました。また、オンライン展示会も、5月16日（月）～7月29日（金）に開催される予定です(ハイブリッド開催)。なお、2021の来場者数は、11,406人でした。

◇河内長野市ケアネットワーク会議ケアマネ部会：11月18日（木）開催（於・河内長野市役所会議室）

河内長野市役所(高齢福祉課・介護保険課・新型コロナワクチンチーム)、病院、介護施設の連絡等がありました。本会からは、上記在宅サロン(12月11日・土)の案内をしました。高齢者の接種は90%を超え、3回目接種(ファイザー製)は来年2月開始予定とのことです。

☆**まちなれんけい室市民相談会** 午前10時～午後4時<於・河内長野市医師会地域連携室>

市民相談会 αは、第26回12月16日（木）、第27回令和4年1月20日（木）、第28回2月17日（木）、第29回3月17日（木）の開催予定です。医療、介護、福祉、成年後見、遺言、相続、生前(家財)整理等の相談を行っています。相談は対面の他、電話、FAX、メール等も可能です(予約優先)。

□**外国人支援に関する懇談**：8月27日（金）開催（於・河内長野市医師会地域連携室会議室）

外国人支援に詳しい行政書士さんから、昨今の外国人事情、外国人人材の見通し、日本語教育のあり方等について、色々とお伺いしました。その中で、特に外国人介護人材については、「日本で働きたいというアジアの人は多い。アフターコロナで益々介護人材需要は増えてくる」との認識が示されました。

□**大阪府行政書士会国際業務研修会**：10月28日（木）開催（於・大阪府行政書士会館3階会議室）

外国人支援における出入国在留管理庁関連業務に関するセミナーがありました。在留資格に関する講演が中心でしたが、特に、新設された「特定技能」制度については、詳細な説明がありました。この「特定技能」の14業種には、「介護」人材が含まれており、大阪府内ではその需要が大きいとの報告がありました。

□**防災推進国民会議日本医師会セッション「災害時における情報共有」**：11月6日（土）視聴

日本災害学会、宇宙航空研究開発機構(JAXA)の協力の下、災害時のICTを活用した情報共有、災害時の情報通信の実際についての現状報告や説明があるとともに、日本医師会が構築している情報共有ツールの紹介などがありました。なお、防災推進国民会議は、平成28(2016)年設置されました。

□大阪府行政書士会市民法務研修会:11月19日(金)開催(於・大阪府行政書士会館3階会議室)

高齢者支援における相続、遺言、成年後見、民法改正(錯誤、代理、時効、保証、契約等)についての講演がありました。遺言書の作成と遺言執行者指定の必要性が強調され、自筆証書遺言書保管制度の概要が説明されました。また、まちまちだった医師の診療報酬、弁護士報酬、飲食料などの時効は、5年(知った時から)または10年(権利行使できる時から)に統一されました。成年は18歳からとなります(来年4月1日)。

□大阪府行政書士会堺支部秋桜塾研修会:11月19日(金)開催(於・東洋ビル4階会議室)

介護など外国人在留者に関する制度説明等がありました。今後介護人材は益々増えてくるとされました。

□大阪介護支援専門員協会「令和3年度災害シンポジウム」:11月28日(日)ハイブリット開催・Zoom視聴

「災害の時あなたは… 一地域連携、医療・介護連携の方法を考える」をテーマに、災害が起こる前にできることを考えると、ケアマネジャー、医師、行政の方から、夫々の活動報告も踏まえた講演がありました。「わたしのところは大丈夫」ということではないのです。

◇ミニトーク(懇談)からあれこれ ～ちょっとした立ち話や何気ない話から～

(1)任意後見に関する懇談(10月22日・金):(制度説明後)、ある府民の方から、「(身寄りがないため)なじみの子に、任意後見受任者(任意後見人予定者)をやって貰えそうなので安心した」とのお話がありました。自分で決められる任意後見の重要性をお互い、改めて再確認したところでした。

(2)遺言書に関する懇談(11月5日・金):ある医師の先生から、「齢を重ねてくるとやはり、遺言書の必要性を感じている。書き方がわからない」とのことでしたので、法律の専門家に相談すべきとしました。

(3)住宅火災に関する懇談(11月8日・月):消防署の方から、たばこ、ストーブ、台所、居室に対する火災防止策が伝授され、放火への注意が促されました。また不用品処分、たこ足配線防止が強く勧められました。

(4)高齢ドライバーに関する懇談(11月20日・土):(大阪狭山市の暴走事故に鑑み)ある府民の方から、「事故を起こせば、本人も家族も悲惨。歳を重ねたら、運転の是非は真剣に考えねばならない」と言われました。

(5)権利擁護に関する懇談(11月24日・水):ある看護師の方と話をしました。高齢者に対する権利擁護として、成年後見は重要な制度の一つで、今後とも木目細かい啓発が必要との認識で一致しました。

☆在宅医療・介護連携推進事業における広域連携の推進のために!

■多職種への「FAX送信」は、昨年3月19日(木)の開始以来、順次行っています。令和元年度は1件、2年度は42件、3年度は19件の計62件(11月30日現在)となっています。

■現在MCS(メディカルケアステーション)を使っているクラウドシステム(れんけいカフェグループ)への加入を募っております。現在、61名の加入です。加入の場合は、多職種への「FAX送信」に代わり、MCSによる情報提供(PDF等)を実施しています。MCSのお問合せ等は、地域連携室迄ご連絡下さい。

◇在宅医療・介護連携推進事業における広域連携の一環として、任意後見、遺言書作成、ACP(人生会議)、新型コロナウイルス感染症の情報交換・共有のため、①10月22日(金)東成区北部地域包括支援センター、②10月27日(水)富田林第一圏域地域包括支援センター、③11月8日(月)東成区深江南ランチ、④11月11日(木)千早赤阪村福祉課・地域包括支援センター、⑤(以下、大阪市)11月12日(金)西淀川区医師会在宅医療・介護連携相談支援室、⑥11月15日(月)此花区医師会同室、⑦11月16日(火)北区医師会同室、の夫々担当の方と懇談しました。その中で、④では、シリーズになっている冊子「に～よん参考書」第4弾の「在宅医療・介護予防編」の提示がありました。⑥では担当者の方がわかりました。

☆ **ACP・終活を考える!** ^{い い み と り}11月30日はACP(人生会議)の日でした。

① ACP(人生会議):「もしものこと」を考えたことがありますか。前もって考え、周囲の信頼する人たちと話し合い、共有していくことは大切です。特に、心の余裕のある時に、じっくりと考える時間を持ち、そして、自分の考えを大切な人に伝えてみることは大切です。厚生労働省の平成29年調査では、どのような医療や療養が受けたいかの意思表示の書面作成をしている人は、約8%とまだまだ少ない状況となっています。

② 自筆証書遺言書保管制度:自分で書いた遺言書は、法務局で預かってくれます。遺言書は原本に加え、画像データとしても長期間適正に管理されます。保管申請手数料は、3,900円(1通につき)です。ちなみに、預けられるのは、本人の住所地や本籍地等を管轄する法務局・支局です。河内長野市の場合、富田林支局(富田林市甲田 1-7-2)になります。この制度は、他に、本人死亡時、本人指定の人に、遺言書が保管されている旨の通知を送って貰うことも可能です(死亡時通知)。

③ 自筆証書遺言書保管制度に関する懇談:10月27日(水)開催(於・大阪法務局富田林支局)

冊子「自筆証書遺言書保管制度のご案内」等の手交があるとともに、遺言書作成の動向、本制度の内容・導入後の経過(ここ1年間)等について意見交換、確認等がありました。

☆ **備えあれば憂いなし!**

(1)「新型コロナウイルスに備えて」:新型コロナウイルス感染症対策の一環として、国等から、様々なチラシ(ポスター)・ホームページ記事が発出されております。その中で、特に日常生活に関するものを集め、まとめてみました。本冊子は1~19、データ編1~3(色々な情報・調査結果等)とあります。

(2)「サギに備えて」:特殊詐欺防止のための啓発冊子です。高齢者を狙った悪いヤツが横行しています。

(3)「事故とサギに備えて」:交通事故と特殊詐欺防止のための啓発冊子です。自転車事故が多発中です。

※(1)(2)(3)の冊子希望の場合は、地域連携室迄ご連絡下さい。

☆ **日本医師会「超高齢社会におけるかかりつけ医のための適正処方の手引き」**

日本医師会では、医師の診療支援として、現在下記の冊子が出されています。日常業務の参考として、お使い下さい。コピー希望の場合は、地域連携室迄ご連絡下さい。

① 安全な薬物療法→多剤併用の問題点、慎重な投与を要する薬物、服薬管理など。

② 認知症→現状と治療総論、中核症状やBPSDに対する薬物療法、薬剤使用の注意点など。

③ 糖尿病→現状と治療総論、高齢者糖尿病の現状・治療・薬物療法、薬剤使用の注意点など。

④ 脂質異常症→現状と治療総論、動脈硬化性疾患の検査方法、高齢者の薬物療法など。

☆ **ご案内 コロナ禍に負けないための連絡先!**

● 大阪府新型コロナウイルスに関する相談窓口:06-6944-8197(毎日9:00~18:00)

● こころの健康相談統一ダイヤル:0570-064-556 ※**まもろうよこころ**で検索すれば、取組み紹介など

● 日本中毒情報センター中毒110番大阪:072-727-2499(24時間対応) ※家庭用洗剤・医薬品など

● 消費者庁・国民生活センター消費者ホットライン:0120-213-188か188(全国共通・有料)

● 子どもの人権110番:0120-007-110(平日8:30~17:15)

● みんなの人権110番:0570-003-110(平日8:30~17:15)

● 女性の人権ホットライン:0570-070-810(平日8:30~17:15)

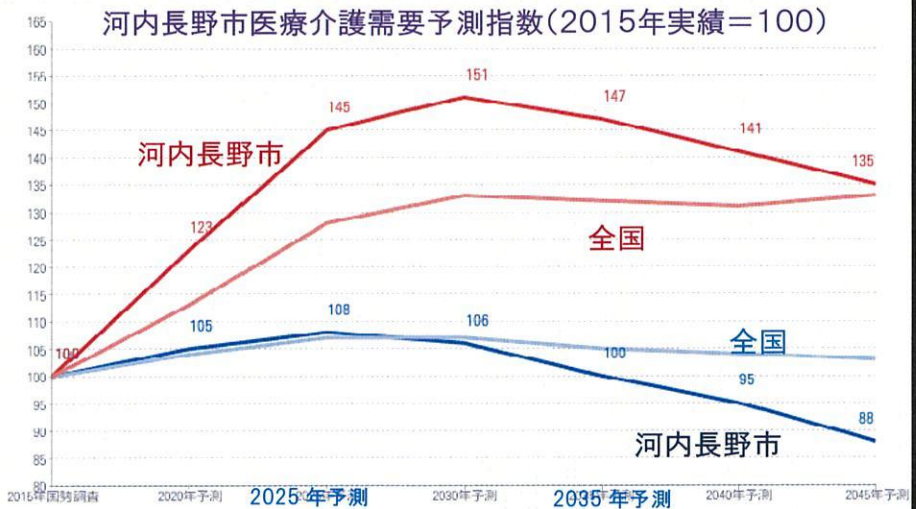
● 大阪府防災通信協会防災相談所:06-6946-1060(TEL&FAX) ※防災、防火、防犯など

☆【Topics】

○地域医療情報システム:

日本医師会では、地域医療・介護の提供体制について検討を行う際の参考ツールとして、本情報を提供しています。都道府県・医療圏・市区町村毎のデータが見られます。

＜右記グラフの上2本は介護需要、下2本は医療需要＞



○産業医の職場巡視:労働安全衛生規則第15条により、昨今の産業医の職務増大に鑑み、職場巡視の頻度は、次の条件を満たした場合に限り、2ヶ月以内ごとに1回以上へ変更すること(月1回ではなく)が可能となっています。＜条件＞①事業者から産業医に対して以下の情報が月1回以上定期的に提供されていること⇒(ア)長時間労働に該当する労働者及びその労働時間数、(イ)週1回以上の衛生管理者の職場巡視の結果、(ウ)衛生委員会等において調査審議の上、定める事項。②産業医の意見に基づいて、衛生委員会等において調査審議を行った結果を踏まえて事業者が同意していること。

○国庫帰属財産額:身寄りのない人が亡くなり、財産は残ったが、法定相続人がおらず、遺言書もない場合、遺産は原則として国の所有(国庫帰属)となります。平成29(2017)年の国庫帰属財産額は526億円、1件あたりでは約250万円になります。国庫帰属財産額は、この10年で約2倍強になりました。更に、平成30(2018)年の国庫帰属財産額は627億円、平成31(2019)年のそれは603億円と依然高水準を推移しています。

○△△月間・○○週間・□□の日:11月は児童虐待防止推進月間、過労死等防止啓発月間、自転車マナーアップ強化月間、テレワーク月間があり、医療安全推進週間、犯罪被害者週間、秋の火災予防運動期間、麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動期間もありました。また、5日世界津波(津波防災)の日、8日いい歯の日、11日介護の日、19日119番の日、30日ACP(人生会議)の日でした。

○硬貨取扱料金:窓口での硬貨預け入れに関する手数料(都市銀行によって、名前が変わります)をまとめてみました。下記の通りです。もう、簡単に小銭貯金は出来なくなりそうです。

銀行名	三井住友銀行	三菱UFJ銀行	ゆうちょ銀行	りそな銀行	みずほ銀行
料金の名称	硬貨入金整理手数料	大量硬貨取扱手数料	硬貨取扱料金	硬貨入金整理手数料	大量硬貨取扱手数料
開始年月日	令和元年12月1日	令和2年4月1日	令和4年1月17日	令和3年10月1日	令和2年4月1日
(枚数)1~ 50枚	0円	0円	0円	0円 ※	0円
51~ 100枚	0円	0円	550円	0円 ※	0円
101~ 300枚	0円	550円	825円	660円	550円
301~ 500枚	550円	550円	825円	660円	550円
501~1,000枚	1,100円	1,100円	1,100円	1,320円	1,320円
1,001~1,500枚	1,650円	1,650円	1,650円	1,980円	1,980円
1,501枚~		500枚につき550円加算		500枚につき660円加算	

※1日1回100枚まで無料

☆河内長野市医師会地域連携室 <TEL: 54-1700 FAX: 54-1567>

(まちなれんけい室)

<メールアドレス: chiikirenkei4@kawachinagano-ishikai.com>

☆中央の動き

○厚生労働省:成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月24日閣議決定)に基づき、成年後見制度利用促進専門家会議が設置され、成年後見制度利用促進に向けて、様々な活動が行われています。今年、地域連携ネットワーク、成年後見制度の運用改善等、福祉・行政と司法の連携強化の各ワーキンググループが結成され、より具体的な施策検討が行われています。今秋になって、福祉と司法との連携強化、後見人報酬のあり様、任意後見制度の利用促進などについて協議されています。

○認知症電話相談窓口(厚生労働省の紹介):代表的な所は次の通りです。

☆認知症に関する電話相談(公益社団法人 認知症の人と家族の会)

電話番号0120-294-456(フリーダイヤル) 月～金(祝日除く)10:00～15:00

※携帯電話・PHSの場合は075-811-8418(通話有料)

☆若年性認知症専用コールセンター(認知症介護研究・研修大府センター) ※65歳未満

電話番号:0800-100-2707(フリーダイヤル) 月～金(祝日・年末年始除く)10:00～15:00

☆成年後見制度に関するお知らせ

①成年後見制度申立てに必要な書類(法定後見・任意後見ともに) <所管:最高裁判所事務総局家庭局>

○「**診断書**」⇒11月1日(月)、成年後見申立てに必要な医師が書く、**診断書**(A4判裏表)様式が改訂されました。改訂点は、知能検査の欄が詳しくなったり、買い物や金銭に関する項目が増えたりしています。

○「**本人情報シート**」⇒本人を支援しているケアマネジャー・社会福祉士らが作成します。医師は、原則予め提示された「本人情報シート」を参考にしながら、**診断書**を作成することになります。

☆認知症に関する活動

①**認知症カフェ**⇒認知症の人が住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らしていけるよう、心の拠り所、地域の人との交流の場として、「認知症カフェ」が全国各所で開かれています。

河内長野市では「まちかどカフェ」と呼ばれ、「認知症について知りたい」「専門の人に相談したい」「楽しくおしゃべりしたい」「不安や悩みを聞いてほしい」などの声に応える形で、現在10ヶ所設置されています。なお、「まちかどカフェ」や介護保険施設では、認知症パートナーさんが活躍されています。

②河内長野市**認知症パートナー**⇒認知症パートナーは、平成27年度から設けられた河内長野市独自の資格で、市主催の4日間の養成講座を受講した認知症のボランティアの方です。養成講座では、認知症の理解を深め、認知症の人の気持ちを理解した対応方法などについて学びます。

③河内長野市**おれんじチーム**(認知症初期集中支援チーム)⇒<活動報告>支援対象者数は、平成29年度11人、平成30年度14人、令和元年度16人、令和2年度14人となっています。なお、令和2年度の認知症相談件数(3地域包括支援センター)は260人(実人数)となっています。令和3年11月22日(月)には、「おれんじチーム」のチーム員会議が開催されました(原則毎月1回開催されます)。

④河内長野市**認知症高齢者等個人賠償責任保険事業**⇒認知症高齢者らが日常生活における偶然事故により第三者に対して法律上の損害賠償責任を負う場合等に、保険金の支払いを受けることができる制度です(令和3年8月開始)。市民の保険金負担はなし、補償額は1事故・最大1億円となっています。

○成年後見や認知症のことなどで、気になることがありましたら、地域連携室迄ご相談下さい。